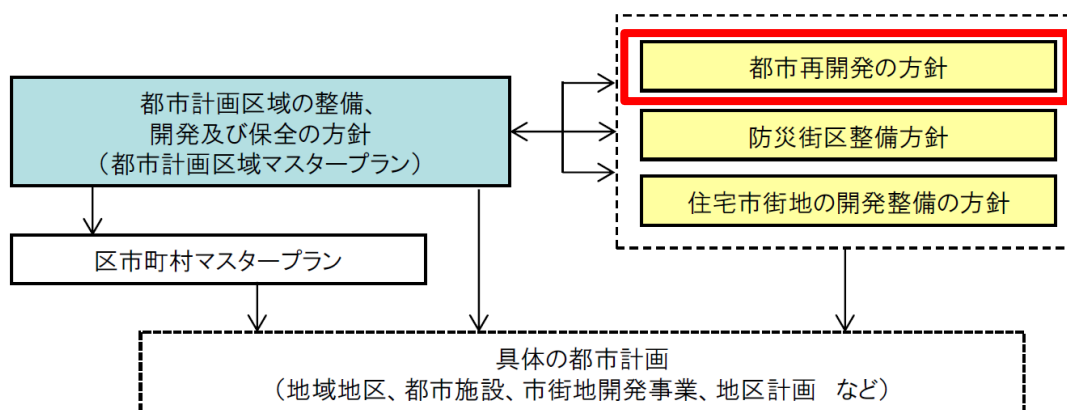


## 都市再開発方針の改定について

## 1 概要

東京都は、現在「都市づくりのグランドデザイン」や「都市計画区域マスタープラン」等の改定に合わせて都市再開発の方針の改定を行っている。そのため、大田区における都市開発方針の都市計画変更原案を作成し、大田区都市計画審議会に報告のうえ東京都へ回答する予定である。

## 2 都市計画上の位置付け



## 3 改定概要 (別紙1のとおり)

## ・大. 9 大森中地区 (再開発促進地区)

大田区木造住宅密集市街地整備促進事業が完了した区域について、東京都の防災都市づくり推進計画における整備地域を除き、廃止する。(約 336.5ha→約 198.5ha)

## ・大. 13 矢口・下丸子地区 (再開発促進地区)

大田区木造住宅密集市街地整備促進事業が完了した区域を廃止する。

## ・大. 17 羽田空港南地区 (再開発促進地区)

当初、大-ケ 羽田空港南地区として誘導地区に指定されていたが、都市再生緊急整備地域に指定されたことから、新規に再開発促進地区に指定する。

## 4 改定理由 東京都の策定の考え方に基づく改定

## 5 今後のスケジュール

令和2年1月：大田区都市計画審議会に内容報告

令和2年8月：東京都が都市計画決定手続きを開始 (予定)